

第 6725 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 7月 16日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 有給休暇の買い上げ

Q : 社員から有給休暇を買い上げます。この場合は、源泉徴収は必要ですか？

A : 必要です。

【解説】

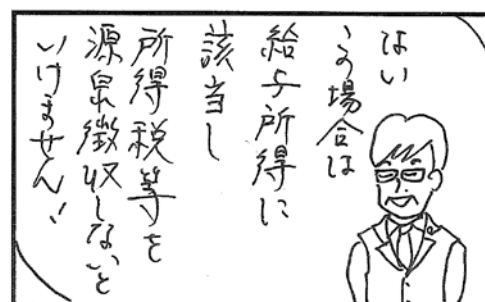
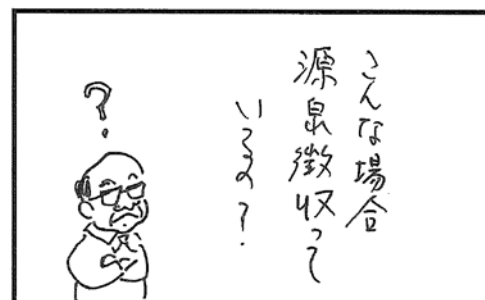
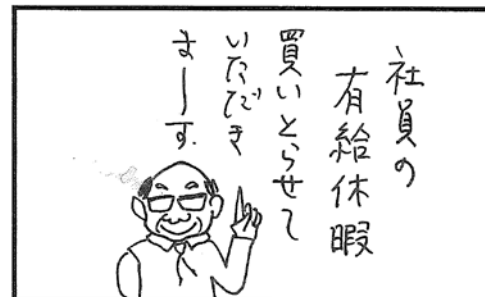
所得税法では、給与所得について、「俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与にかかる所得をいう」と規定しており、一般的に、雇用契約又はこれに準ずる関係に基づいて非独立のないしは従属的に提供される労務の対価と解されています。

したがって、雇用関係等に基づいて雇用主から定期的に支払われる給料、賃金等のほか、次のものも給与所得に含まれることになります。

- ① 臨時的に支払われる賞与
- ② 家族手当、皆勤手当、時間外手当、残業手当、住宅手当、休日出勤手当、役付手当、職務手当、期末手当、決算手当等が金銭で支払われるもの(支払名目を問いません。)
- ③ 金銭以外の物や権利等の供与により受ける経済的利益
- ④ 専従者給与

ところで、会社が、社員の有給休暇を金銭で買い上げる場合ですが、その買い上げる金銭は、労務の提供に対する対価ですから、金額の多少にかかわらず給与所得に該当します。

したがって、支給する場合は、所得税等を源泉徴収しなければなりません。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】